

大阪市会議長 角谷 庄一 様

大阪市に政府「児童虐待防止対策」を機能させるための民間支援者との協働を求める
陳情書

(陳情趣旨)

2018年3月の「目黒女児虐待事件」を受けて、政府は7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（以下、児童虐待防止対策）」を発表しました。

大阪市においては虐待相談受付件数が年間 5,000 件を超え、全国最悪水準です。民間による支援の現場では、「児童相談所に相談が受けつけられた後も有効な支援や措置が取られていない」という声があります。また、「役所からの支援や措置から狡猾に逃げ回る虐待親がいる」といった、数字に現れない深刻な虐待問題も散見されます。

政府の「児童虐待防止対策」が、大阪市において確実に運用され効果を挙げるためには、役所・児童相談所・学校・幼稚園・保育所・子育て支援施設など様々な公的機関とともに、民間の支援団体や市民と協働することが不可欠です。

本陳情書は、民間支援者との協働・連携を発展させていくためのプラットフォームをつくり、問題解決に取り組んでいくことを、大阪市に強く要請するものです。

(陳情内容)

1. 子ども本人との直接対面の徹底、および子ども本人と関係を築き相談を随時受け付ける枠組みの確立

虐待されている可能性のある子どもの安全確認に関して、家族は必ずしも協力的ではありません。このことはしばしば、子どもの虐待死や重篤な健康障害などの悲劇をもたらしてきました。

当然、「児童虐待防止対策」が定める「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」、具体的には、児童虐待通告受理後、原則 48 時間以内に子どもを直接目視すること、当該時間内に行うことができない場合には立入調査を実施、必要に応じて警察への援助要請を行うことが必要です。

私たちは日々の活動を通じ、さらに、異変に気づくための定期的な面談や、子ども本人からの相談や SOS を随時受け付けられる関係づくりが必要だと感じています。しかし行政の立場では困難な部分も多く、行政と民間支援者との協働が不可欠と考えています。

2. 一時保護所の定数、環境、および入退所に関する改善

虐待を受けている子どもに対しては、速やかに一時保護を行い、子どもに必要な衣食住・医療・教育などを適切に提供する必要があります。しかし現在の大阪市は、ニーズを持つ子どもたちに対して、一時保護が不足なく行われているとは言えない状況にあります。

大阪市の民間支援の現場では、「子どもの安全確認は『生きているか、死んでいるか』の

確認であって、『外傷（出血やあざ）が見えるところ』になれば一時保護もしない」、「一時保護所の環境がひどすぎる（被虐待児と非行児童が共にいて、非常に厳格な指導が行われるなど）」、「一時保護所の定員が一杯なのに次から次に一時保護をしないといけないので、家庭の養育環境が改善したわけでもないのに一時保護所からすぐに帰してしまい、より問題が深刻化、潜在化する」といった事例が、日常的に語られています。

児童相談所には職員数の問題、一時保護所には定員の問題があります。それらの問題を解決することは、当然、「児童虐待防止対策」に盛り込まれていますが、公的支援には限界があります。とはいえ、民間支援者が通報した結果、虐待されている子どもが一時保護されたものの、民間支援者と子どもの保護者の関係が険悪となり、その後の支援に対して逆効果となる場合もあります。また、子どもと地域との関係が断絶することを恐れ、民間支援者が公的機関への相談をためらう可能性もあります。

一時保護所への入退所にあたっては、行政が様々な民間支援団体・市民との間で情報を共有し、子ども一人一人と家庭に対する丁寧な見守り・支援を作るための協働が必要です。

3. 要保護児童対策地域協議会への民間支援団体・市民の参画

虐待を受けている子どもの存在を行政が把握し、「要保護児童」と位置付けても、大阪市では行政が慢性的に資源不足の状況にあるため、しばしば対応できないという課題があります。

生野区役所の担当者に確認したところ、平成28年度、生野区では要保護児童が約300件把握されていましたが、会議を開催できたのは約30件です。行政職員数の不足を含め、公的支援の限界は明らかであり、民間支援団体・市民との連携が不可欠ではないでしょうか。

改正児童福祉法には「要保護児童対策地域協議会への民間団体との連携促進」が規定されていますが、大阪市において、民間団体の参画は進んでいません。実務者会議や個別ケース検討会議などでは、特に民間支援団体や市民の積極的な参画を求め、子ども一人ひとりと位家庭への支援を通じて、官民の適切な役割分担や、地域での支援者間の信頼関係の構築を図る必要があります。

4. 子どもの最大の利益を実現するための「個人情報保護」

「個人情報保護」は、個人に不利益が発生しないために重要です。しかし現時点の大阪市では、担当職員の過剰な自主規制により子どもに関する情報が共有されず、結果として子どもの不利益となる事例が散見されます。

支援を行うにあたっては、関係者が随時、個人情報を適切に共有することが必要です。厚生労働省は先進自治体の事例として、「要保護児童対策地域協議会」が守秘義務に関する個別の誓約書を用いつつ民間支援団体や市民と情報共有を図る方法を紹介しています（参考）。

担当職員の過剰な自主規制、あるいは誤認による制度運用を回避するため、正しい「個人情報保護」と適切な情報共有方法を、研修等によって周知することが必要です。（参考：

平成 19 年 1 月 23 日雇児発第 0123003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「子ども虐待対応の手引き」第 1 章 子ども虐待の援助に関する基本事項)

5. 保護者への伴走型支援・福祉的支援

子ども虐待の背景には、保護者の生活上の多様な困難があります。また、保護者が公的機関に対して不安感や不信感を抱いている場合、公的機関の介入の可能性は、虐待を含む家庭の困難を、より潜在化させがちです。このような現状がある中で、児童相談所からの虐待情報が警察へ全件共有されることとなれば、情報が警察に渡されることへの恐れから、保護者は虐待をより不可視化・潜在化させるでしょう。

表面的に子どもを虐待しなくなれば、問題が解決するわけではありません。保護者の生活を長期的に支えていく仕組みがなければ、必然的に問題は再発、あるいは深刻化します。

保護者援助に対しては、指導的観点だけでなく、継続的な伴走型支援、福祉的支援が必要ですが、現在は甚だしく不足しているのではないのでしょうか。虐待されている子どもをより不可視化する可能性がある警察との情報共有より、民間支援者との協働によって子どもと保護者を長期的に支える枠組づくりを優先すべきです。

(陳情項目)

大阪市が「児童虐待防止対策」を機能させるために、民間支援者と協働・連携を発展させていくためのプラットフォームをつくり、ともに問題解決に取り組むことを求めます。

2018 年 11 月 26 日

生野子育て社会化研究会

陳情 代表者 認定 NPO 法人 CPAO 徳丸ゆき子

住所 〒544-0004 大阪市生野区巽北 1-4-3